

## 「教育研究上の目的」

### 法 学 部

法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。

#### （法律学科）

ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。このような能力を生かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を養成する。

#### （政治経済学科）

現代社会を理解する上で不可欠な政治・経済・法律などの幅広い知識を基礎に、独自の視点、問題解明能力、判断力などを育成することを通じて、政治の担い手をはじめ、国や地方の公共団体、民間企業、NGO、マスコミ、さらには国際社会などの分野で実践的能力を発揮するリーダーとなる人材を養成する。